

「埼玉県屋内総合プール」ネーミングライツ事業 募集要項

1. ネーミングライツ対象施設について

(1) 施設名

埼玉県屋内総合プール

(2) 所在地

埼玉県川口市道合 390 ほか(川口市「(仮称)神根総合運動公園」内)

(3) 施設概要

別紙1「対象施設の概要」のとおり

(4) 整備・運営事業者

事業者名:さきたまプール PFI サービス株式会社

〔代表企業〕 前田建設工業株式会社 関東支店

〔構成員〕 シンコースポーツ株式会社 埼玉支店

〔協力企業〕 株式会社大建設計 東京事務所、伸明建設株式会社

事業期間:令和6年3月27日から令和24年3月31日まで

(整備期間:令和6年3月27日から令和9年3月31日まで

運営期間:令和9年7月1日から令和24年3月31日まで)

2. 募集の概要

(1) 応募資格

ア 応募資格は別紙 2「応募資格」のとおり。

イ グループで応募する場合は、次の事項に留意すること。

(ア) グループを構成する全ての法人又は団体(以下「法人等」という。)が応募資格を有すること

(イ) グループを代表する法人等を定めること

(ウ) 単独で応募した法人等は、グループの構成員になることはできないこと

(エ) 複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

ウ 応募に当たっては、広告代理店を通じての提出も可能とする。その場合、委任状(様式 2)を併せて提出すること。なお、広告代理店の提出に要する経費の一切について、県は支払わない。

(2) 応募条件

希望契約額 (年額・税抜)*1	500 万円以上
最低契約額 (年額・税抜)*1	300万円以上
希望愛称使用期間*2	5年以上10年以下
応募可能な愛称使用期間*2	3年以上10年以下
愛称使用開始時期*3	令和9年4月1日

*1 命名権料の年額は、最低契約額以上であれば希望金額以下での応募も可能であるが、応募金額は審査項目となっている。また、支払い時に別途、消費税及び地方消費税が必要となる。契約期

間内に、消費税及び地方消費税の税率が変更となった場合、支払い時に別途必要となる消費税及び地方消費税は変更後の税率に基づくものとする。

- *2 応募可能な契約期間内であれば、県が希望する契約期間よりも短期間での応募も可能であるが、応募期間は審査項目となっている。なお、契約期間満了後、契約の更新を希望する場合には、優先交渉権を付与するが、契約がされることを保証するものではない。また、契約期間は年度ごととし、愛称使用期間の終了時期を年度の途中で設定することはできない。
- *3 関連工事の遅延等により、令和9年4月1日にネーミングライツを付与できない場合は、協議の上、愛称使用開始時期を決定する。なお、その場合、変更となった期間に応じ、命名権料の改定を行う。

3. 愛称について

(1) 命名に関する条件

- ア 法人等が命名する名称は施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の変更は行わない。
- イ 利用者の混乱を避けるため、法人等は契約期間内の愛称の変更はできない。
- ウ 愛称の表示にあたっては、正式名称を併記する場合がある。また、文書上に愛称を記載する場合、ロゴマーク等を除いた愛称を使用する場合がある。
- エ 「水泳場」「プール」「アクアティクスセンター」など水泳場・水に関する施設であることが理解されやすいものとする。なお、表記方法については指定しない。

(2) 命名又は使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当すると認められる愛称は、命名又は使用することができない。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 公の秩序又は善良の風俗を害するもの並びにそのおそれのあるもの
- ウ 基本的人権を侵害しうるもの又はそのおそれのあるもの
- エ 政治性のあるもの
- オ 宗教性のあるもの
- カ 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの
- キ その他固有資産の愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の範囲

施設の愛称として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができる。ただし、一般に理解されやすいものとする。また、法人等やブランドのロゴマーク等も使用することができる。なお、愛称やロゴマークについても審査項目となっている。

4. 愛称の表示箇所等(命名権者のメリット)

(1) 施設の愛称表示

- ア 施設の愛称を表示可能な箇所は、別紙 1「対象施設の概要」の「愛称の掲出可能箇所」欄のとおり。
- イ 施設における愛称の名称表示サイン(以下、「サイン」という。)設置・変更及び原状回復等、工事を伴うものについては、命名権者の費用負担によって命名権者が実施するこ

ととし、施工の範囲、実施時期及び内容については、県及び関係機関との協議の上、決定すること。

ウ パンフレット等の印刷物やホームページの表示が可能。

エ 周辺の道路標識等の表示変更を希望する場合は、県及び関係機関と協議の上、可能なものについて変更する。

(2) 愛称の表示以外の命名権者に付与するメリット

ア 命名権者の商品等の展示、広告スペース等の設置

イ デジタルサイネージの使用

ただし、いずれも施設の目的に反しないと県が認める場合に限る。また、県及び指定管理者と、設置場所や期間・頻度について協議の必要がある。また、費用負担を含め、製作や手続きは命名権者が実施するものとする。

(3) メリット付与の提案

県が示す愛称の表示箇所以外に、希望する愛称の表示箇所や、その他のメリット付与の希望がある場合は、提案することができる。優先交渉権者決定後、別途協議の上、メリット付与の可否について決定するため、必ずしも提案事項が認められるわけではない。

(4) 愛称普及に向けた県の取組について

ア 命名権者決定後は、速やかに報道機関への資料配布、ホームページ掲載等を通じて、愛称を発表する。

イ 開業時の記念式典イベントや、開業前から行う施設の広報や予約等の際に積極的に愛称を使用し、開業当初からの愛称の浸透を図る。

ウ 県は、愛称の普及、定着を図るため、県の各種広報において、愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア、県内市町村等に対し、愛称の使用を働きかける。

5. 愛称の表示等に伴い生じる費用の負担等について

(1) 命名権者が負担

ア 命名権者が新たに表示するサインの設置・変更及び原状回復等に係る工事並びに必要な点検等

イ 次に掲げるものに愛称を表示する場合の、必要な手続と費用

(ア) 川口市屋外広告物条例に基づく規制が適用されるもの

(イ) 道路標識等の案内表示に係る名称変更

(ウ) 行政財産の使用許可を受ける必要があるもの(サインの新設等により、公共施設の敷地を使用するとき)

ウ 「メリット付与の提案」により提案があった事業の実施に要する手続と費用

エ 命名権者が設置したサインに起因して発生した損害に対する手続と費用

オ その他、ネーミングライツ事業の実施により新たに費用が発生するもの

(2) 県が負担

パンフレット等の印刷物やホームページの表示に係る費用。なお、契約締結後に作成するものを対象とし、既存の印刷物については、県の負担による訂正は行わない。

(3) その他

上記以外の愛称表示に伴う費用負担の詳細は、協議の上決定する。

6. 命名権料の活用用途

県内での水泳の普及や埼玉県屋内総合プールの維持管理等に活用する。

7. 応募手続

(1) 命名権者の募集期間

令和8年3月30日(月曜日)から令和8年6月30日(火曜日)まで

(2) 申込方法等

「埼玉県屋内総合プール ネーミングライツ申込書(様式1)」等をダウンロードして、必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。ただし、電子メールによる提出であっても、「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」及び「法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書」については、持参又は郵送とする。

なお、電子メールによる提出時に、その旨を電話にて連絡すること。また、グループ応募の場合は、構成する全ての法人等に係る提出書類を提出すること。

ア 提出書類

① 埼玉県屋内総合プール ネーミングライツ申込書(様式1)

② 委任状(様式2)

※代理人が申し込む場合は、「委任状(様式2)」を添付すること。

③ 命名権者として県と契約締結を希望する法人等の概要(様式3)

④ 誓約書(様式4)

⑤ 地域貢献や施設活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画(様式5)

⑥ 役員名簿(様式6)

⑦ 愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かるもの

⑧ 会社概要及び直近の会計年度の事業計画書

⑨ 直近3か年の決算報告書

⑩ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

⑪ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(3の3)を提出すること。また、法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近3事業年度分の納税証明書を提出すること。

イ 提出・連絡先

スポーツ振興課 スポーツ施設担当 a6940-06@pref.saitama.lg.jp

ウ 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間 令和8年3月30日(月曜日)から令和8年6月19日(金曜日)まで

(イ) 受付方法 「質問書(様式7)」を記入の上、上記メールアドレス宛に送付

(ウ) 回答方法 「埼玉県屋内総合プール」ネーミングライツ募集ページ上に掲載

8. 選定方法

- (1) 選定委員会を設置し、提出書類をもとに、命名権者、命名権料、愛称使用期間、希望愛称、社会・地域貢献等活動の内容等を総合的に検討し、応募者から優先交渉権者を選定する。
- (2) 選定結果は、全ての応募者に文書で通知する。
- (3) 優先交渉権者の決定後、県は優先交渉権者と個別にネーミングライツ事業契約の締結に係る交渉を行い、県及び優先交渉権者双方の合意がなされたのち、正式に命名権者として決定する。
交渉の結果、協議が成立しない場合は、優先交渉順位で次点の者を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとする。なお、広告代理店等を経由して応募があった場合においても、ネーミングライツ事業契約は県と命名権者間で締結する。
- (4) 決定した命名権者については、県のホームページ等を通じて公表する。なお、応募内容及び選定結果等については、埼玉県情報公開条例の定めるところにより、公開されることがある。
- (5) 審査項目

審査項目	審査内容、審査視点
命名権料	応募金額(相対評価)
愛称の妥当性	県民にとっての親しみやすさ、分かりやすさ、県有資産等の設置目的やイメージとの整合性 等
社会・地域貢献等	「地域貢献や施設活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画等(様式5)」の内容について、社会・地域貢献等の理念、活動実績、今後の計画、施設を利用した企業の取組提案、施設関連事業との親和性 等 例)「水泳をはじめとするスポーツの振興・普及への貢献」「施設の利用促進・集客につながる取組」「地域の経済やスポーツへの波及効果」等
愛称使用期間	愛称定着の観点から、提案期間を審査
経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性、健全性、命名権料の支払能力及び過去の不祥事等の有無
地域性	県内の事務所・事業所等の有無

9. 申込の無効

応募申込書を提出後、応募資格がないことが判明した場合は、申込みを無効とする。